

新年明けましておめでとうございます 今年も宜しくお願い申し上げます



昨年は、旧柳川市・大和町・三橋町が合併し3月21日に「新柳川市」が誕生し、4月に石田市長が就任され予算なども含め実質的には7月からのスタートとなりました。そして、12月までの6ヶ月間、旧1市2町の時からの継続事業の遂行、今後の新柳川市創りの指針となるマスタープラン作成の着手、市の補助金の見直しが始まるなど助走期間だったのではないかと思います。また、市長および市長派議員と反市長派議員の対立もありました。旧1市2町の地域性や行政運営などの方法や慣習の違い、インフラ整備・市民サービスの格差など様々な課題も浮かび上がってきました。本来の合併の目的である行財政の効率化、経費削減、行政能力の向上など国が認める10年間の猶予期間内に実行されなければならない問題。市民生活に直接影響のある市民サービスの格差是正など緊急な課題もあります。今年は3月議会で平成18年度予算が決まる予定です。この間浮き彫りになった様々な課題の解決、行財政改革の実施など本格的に新柳川市がスタートする年となります。そして、10月には私たち議員も選挙の洗礼を受けることになります。

私は皆様から付託を受けた者としてこれまで同様今年もしっかり働いてまいりたいと思います。変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成18年 元旦

柳川市議会議員
佐々木 創主

佐々木創主議会報告

10月31日に臨時議会、11月29日～21日に定例議会が開催されましたので以下主なものをご報告いたします。

平成17年第5回時議会 会期：10月31日

○大和町（大和干拓）の漁業団地用地が購入され造成工事が始まることとなります

これは、旧大和町からの継続事業で大和干拓の農地を造成し、共同の海苔加工場を建設しようというもので、今回は田であった土地117,490㎡を21人の地権者から211,482千円で購入することになりました。

事業概要

現在の海苔漁業は、家族単位の零細経営でそれぞれが漁船、海苔加工機械、加工場、荷置き場などを所有しており、労働環境、経営効率、後継者育成の面などから見ても数軒が共同で運営する協業化の必要性が指摘されており、佐賀県では数年前から協業化が進んでいました。

今回の事業は、10名以上で1経営体となることが条件で、市が敷地を造成して㎡あたり10円で土地を貸与し、加工場および加工機械についても補助（国：40%、県：10%、市：10%）しようとするものです。全体で5口の予定ですが、12月現在10名の方が漁協を通じて申し込み予定とのこと。

先進地の佐賀の例を見ますと、協業化が成功するためには、これまでの一漁業者という意識を捨て各人共同経営者として「協業」という意味を理解し、ある意味企業として意識を持ち、各々の役割分担をお互いが理解することが必要とされています。

○平成 16 年度の 21 会計の決算審査が行われ認定されました

今回の決算は平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 20 日までの合併前の旧 1 市 2 町の会計と合併後の 3 月 21 日から 3 月 31 日までの新柳川市の会計の 2 期で構成されており、

旧柳川市、旧大和町、旧三橋町にはそれぞれ一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計があり、新柳川市も同様で合計 12 会計、

住宅新築資金等特別会計、公共用地先行取得等特別会計は、旧三橋町にあったもので旧三橋町、新柳川市に引き継がれ合計 4 会計、

柳川市・三橋町・大和町・消防厚生事業組合一般会計および特別会計は合併前のもので合併後は一般会計に編入、

柳川・三橋下水道組合会計、柳川市下水道事業特別会計は合併前と合併後の 2 会計

旧三橋町簡易水道事業特別会計一般会計は旧三橋の会計

以上 21 会計決算という合併により複雑なものとなりました。決算作成に当たっては、担当職員・監査委員のご苦労は大変なものだったと思います。これらの審査は、それぞれ総務、産業経済、建設、教育民生の所管委員会で審査されました。

主要会計である旧柳川市、旧大和町、旧三橋町、新柳川市の一般会計決算は、私の所属します総務委員会全員とその他委員会からそれぞれ 2 名で構成されます**決算審査特別委員会**（20 名）で審査が行われました。

内容としては（単位：円）

旧柳川市：歳入 13,118,555,607 歳出 14,288,316,161 差引－1,169,760,554

旧大和町：歳入 6,483,399,498 歳出 7,389,361,348 差引－905,961,850

旧三橋町：歳入 7,086,041,361 歳出 7,191,197,561 差引－105,156,200

柳川・三橋・大和消防厚生事業組合

一般：歳入 1,107,451,660 歳出 976,732,352 差引 130,719,308

消防：歳入 896,758,458 歳出 827,224,162

新柳川市：歳入：5,512,697,048 歳出：4,712,608,522 差引：800,088,526

となっておりますが、旧 1 市 2 町の赤字は合併による 3 月 20 日での打ち切り決算と国・県の補助金などが年度末給付となっているため、赤字分については銀行からの一時借り入れで対応しています。そこで旧 1 市 2 町の会計と消防厚生組合分を引き継いだ合併後の**新市決算**（3 月 21 日から 31 日）は、翌年度への繰越分を除いた**実質収支**で、**760,272,526 円の黒字決算**となっております。

旧 1 市 2 町と新市の合計額は歳入が 31,230,531 千円、歳出 30,427,028 千円です。具体的内容としては旧 1 市 2 町および新市それぞれ説明すべきところですが、紙面の都合上合計で説明いたします。

歳入（単位：千円）

主なところでは、**地方税**（市税および町税）5,767,109（全体の 18.26% 前年比 1.1%減）で、徴収率が 93.6%となっており、今後徴収率アップにむけ訪問徴収、電話督促、悪質な件には差し押さえなどを行っていくとの説明でした。また、固定資産税は、合併時の協定で旧柳川市：1.6%、旧大和町・三橋町：1.4%となっています。

地方交付税は 8,078,453（25.8% 3.1%減）で、昨年に引き続き国の財政難による方針により減額されています。**国庫支出金**は 2,854,365（9.1% 6.9%増）、**県支出金** 2,311,323（7.4% 22.3%増）、**地方債**（市債および町債）2,875,500（9.2% 29.3%減）で、平成 16 年度末の市債残高は 29,804,112 となっています。

歳出（単位：千円）を性質別に見てみますと

人件費 5,369,387（全体の 17.6% 前年比 9.0%減）で、旧柳川市で平成 15 年度に多数の退職金支払いがあった関係などにより減となっています。

扶助費 3,800,561（12.4% 9.1%増）、**公債費**（市債の償還金）が、2,960,460（9.7% 4.5%増）

投資的経費（道路や公共施設の建設など）は、6,366,848（20.9% 2.3%減）などとなっています。

柳川市の財政状況を見てみますと、まず市の税収力を測るもので財政力指数というものがありますが、「1」または「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。柳川市は0.434となっており、かなり低い数字となっています（筑後近隣の市は5から6）。柳川市にとって基幹産業である農漁業の低迷などが大きな要因ですが、税収アップは他の地方自治体同様柳川市にとっても大きな課題であり、今後長期的な視野での産業振興や企業誘致などが求められます。

人件費・扶助費・公債費などの義務的経費の一般財源に占める割合（経常収支比率）が、94.2となっています。一般的には70～80%が妥当と言われていますが、相当高い数字となっており、近隣の市と比較してもやや高い数字となっています。行財政改革の必要性が数字からも現れています。

その他会計決算の概要（単位：円）

・平成16年度健康保険特別会計

旧柳川市：歳入	3,696,245,294	歳出	3,664,318,298	差引	31,926,996
旧大和町：歳入	1,848,195,936	歳出	1,848,195,936	差引	-61,795,371
旧三橋町：歳入	1,593,834,932	歳出	1,528,686,341	差引	65,148,591
新柳川市：歳入	1,707,252,839	歳出	1,108,843,682	差引	598,409,157

通算では、前年度からの繰越689,593,284、基金繰り入れ96,000,000を加味しますと単年度では187,184,127の歳入不足となりました

・平成16年度老人保健特別会計

旧柳川市：歳入	4,591,996,446	歳出	4,307,261,591	差引	284,734,855
旧大和町：歳入	1,843,968,986	歳出	1,700,782,876	差引	143,186,110
旧三橋町：歳入	1,873,371,030	歳出	1,709,672,518	差引	163,698,512
新柳川市：歳入	1,222,900,868	歳出	1,302,685,077	差引	-79,784,209

不足額は平成17年度予算から繰り上げて充用されています

・平成16年度下水道関係

柳川・三橋下水道組合：歳入	1,215,442,959	歳出	1,328,530,186	差引	-113,087,227
柳川市下水道事業特別会計：歳入	371,409,939	歳出	299,087,035	差引	72,322,904

その他旧三橋町から引き継いだ住宅新築資金特別会計は同和対策事業として行われてきたものですが、平成8年度での制度終了により貸付金の清算業務のみの事業ですが、旧三橋・新柳川合わせて歳入20,297,154、歳出9,853,397差引10,443,757。旧三橋および新柳川市公共用地先行取得特別会計は繰越金の清算処理による歳入歳出とも55円。旧三橋町簡易水道事業特別会計は事業廃止に伴う清算の歳入歳出とも146,750,556。

○平成17年度一般会計補正予算（第5号）が賛成多数で可決しました

予算規模は歳入・歳出とも3,520,640千円を追加し、今年度予算総額31,351,500千円となりました。主なものは、人事院勧告による人件費調整、まちづくり振興基金2,469,000千円、二ツ河小学校学童保育所設置費3,200千円、歩行者系観光案内板設置費28,000千円（約20箇所）、不燃物処理場計量器設置費56,000千円（これまでの1台毎から重さでの料金に）、瀬高インターチェンジアkses道路負担金8,750千円、イチゴ育苗施設整備補助11,050千円などです。

○平成17年度の健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計、住宅新築資金特別会計の補正予算が可決しました

健康保険特別会計および老人保健特別会計は、いずれも当初予算額を上回る医療費の伸びに対応するもので、健康保険特別会計が410,000千円追加され予算総額8,879,402千円、老人保健特別会計が106,000千円追加され予算総額9,217,347千円。

下水道特別会計は、市の単独事業から国の補助事業への移行や市債・公債の借り換えなどにより90,100千円減額で予算総額1,549,600千円。

住宅新築資金特別会計は、債権者からの繰り上げ償還により 1,629,000 千円が追加され予算総額 11,388 千円。

○旧柳川市の中学校に給食を導入するため給食センターが建設されることとなります

予てより懸案でありました旧柳川市の中学校の給食が実現することとなります。この件について今年 8 月から検討委員会が開催され審議されてきました。その中で食育・あたたかさ・機能性などの点から自校方式の意見も出されたそうですが、経費・衛生・敷地などの点から給食センター方式となりました。建設場所は柳川市久々原の市営住宅跡で建設費は 678,000 千円の予定です。これから調査・設計、平成 18 年度末から建設が開始され、平成 19 年度から給食を開始したいとしています。

○市議会の様子が公共施設でテレビ中継されることとなります

市内の公共施設を光ファイバーで繋ぐ事業が行われていますが、来年の 3 月議会から柳川・大和・三橋庁舎、中央公民館（大和・三橋）、総合福祉センター（柳川・大和・三橋）で市議会の模様がテレビ中継されます。議員一人ひとりの緊張感も高まり、議会審議が活性化・高度化することを期待しています。

○まちづくり振興基金が創設されました

これは市町村合併の国の支援措置である合併特例債を活用するもので、柳川市はこの合併特例債を 137 億円活用する計画ですが、将来のまちづくりの事業資金として特例債を活用できるとされています。そこで 137 億円の内、利用可能額の 23 億 5,000 万円の基金を創設することとなりました。

○柳川市民会館、歴史民族資料館に指定管理者制度が導入されることとなりました

これまで市の様々な公共施設の管理を市の外郭団体などに委託してきましたが、国の制度改正により民間など外部への委託が可能となりました。今回の改正により市民会館は、公募により選ばれた業者に会館運営、料金設定（現行の範囲内）など管理が委託され経費節減とサービス向上を図ろうとするものです。歴史民族資料館は現在管理している(財)北原白秋生家保存会のそのまま委託されます。その他の施設については市の直営となります。

○市の職員給与が改正されることとなりました

国の人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改正されたのに準じて、柳川市でも職員給与が改正されることとなりました。

内容としては、給料を 0.3%減、配偶者手当を 13,500 円から 13,000 円に、勤勉手当を 0.005%増ということになり、今年 4 月からの適用となり 12 月の期末手当で調整されました。

○ピアス問題に関し、調査特別委員会（百条委員会）が設置されました

この件は合併前の旧大和町で行われた問題ですが、市民数名から総務委員会に疑惑解明の請願が提出され、監査委員会にも監査請求が出されていました。

内容は、買収した土地を買収した企業にまた貸しした経緯と買収財源の問題、買収価格の高いことと算定根拠、土壌汚染、議会への説明不足と執行部の独断的行動などの問題解明を求めています。総務委員会では、疑念が残るとの結論でしたが、監査請求は問題なしとのことで棄却されたため、法廷へと持ち込まれていました。

今回の議会で、総務委員会の結果を踏まえ数人の議員から特別委員会設置が要請され、市長派・反市長派議員からそれぞれ賛成・反対意見が出されましたが、採決の結果賛成多数で委員会設置が決まりました。私も総務委員会でこの議論に加わっていましたが、いろいろと疑念を払拭できない部分もあるものの、監査請求棄却をした監査委員が議会代表であったこと、すでにこの問題は司直の手にゆだねられていること、せっかく市長および議会内対立が沈静化している今、新たな対立と政争の種になるということは避けなければならないという思いで、委員会設置には反対し、委員会委員就任も辞退しました。

*百条委員会とは、地方議会に与えられた地方自治法に基づく調査権で、地方公共団体事務すべて（例外あり）で、関係者に出頭、証言、記録の提出を求めることが出来、関係者が正当な理由なく拒否した場合は禁錮または罰金などの措置もあり、かなりの強制力を持った権限。しかし、百条委員会が設置されるということは疑惑・汚職などの解明目的に設置される場合が多く、そのイメージから市政の混乱状況を示すものとも言われています。

○柳川市下水道事業の事業費が 95 億円増大する見込みです

昭和 56 年から開始され平成 33 年度完成予定の下水道事業ですが、平成 12 年に作成された事業概要では総事業費が 28,309,100 千円となっています。今回、国の所管変更などにより総事業費の見直しを行ったところ、**総事業費が 37,890,000 千円となり、9,580,000 千円増大する見込み**となったということです。これは、当市がクリークが多く特別の工法が必要となるため当初の予想より工事単価が増大、上水道管や狭い道路事情による移設工事の増大などによるものです。しかし、そのようなことは当初から見込めなかったのか疑問が残ります。また、ほぼ間違いなく完成時期が大きくずれ込む予定ですし、さらに事業費の増大も予想しておかなくてはなりません。そして何より **95 億円もの費用が新たに発生する**ということは、合併に作成した 10 年間の財政計画に大きく影響し、財政のみならず行政規模、公共事業、市民サービスなどをすべての面から考え直さなくてはならないということになります。

この事業は平成 21 年までの認可区域とまだ国の認可を受けていない計画区域があります。平成 21 年を前に事業の見直し等がなされますが、**事業自体の根本見直しも考えなくてはならない**かもしれません。

○県に申請されていた温泉掘削申請が取り下げられることになりました

これは、昨年 12 月に旧柳川市の両開橋本地区の旧三井石炭(株)所有の炭鉱跡を旧柳川市が買い取りましたが、買い取り前に三井が行っていた地質調査のための掘削中に温泉が湧き出していました。その温泉を活用すべく市が今年 3 月、県に温泉掘削申請を行っていたものです（温泉掘削には県に事前に届け出る必要があることが温泉法に明記されており、罰則も）。それを受け県の環境審議会温泉部会で審議されてきたそうですが、なぜ使用もしない土地の断層調査の掘削なのか、なぜ 1,302m も掘削しなければならなかったのか、事後申請となった理由など厳しい意見が出されたということです。

市は地区住民約 700 名とともに両開地区の地盤沈下と三井鉱山の石炭掘削との因果関係をめぐり三井石炭を相手に裁判で争ってきました。しかし、昨年 12 月土地売買とともに市の訴えの取り下げが行われたため、様々な憶測が飛び交っていたことが思い出されます。

そして、今回市議会全員協議会で、県の審議会は上記のような理由で各委員一致して「許可をおろすわけには行かない。罰則適用も」と厳しく言及されていることから、申請を取り下げの方針が報告されました。取り下げれば温泉活用が今後できなくなるのではといった心配する声もありましたが、今回は申請をいったん取り下げ、活用法などを財政面も含めた検討課題とするということで意見がまとまりました。

○市町村型合併浄化槽設置事業（PFI 方式）について

前回の議会報告でお知らせしました PFI 方式による市町村型合併浄化槽設置事業ですが、来年 4 月から実施したいとしていた執行部案に対し、所管である総務委員会を中心に議会で、事業の是非を含め更に慎重に審議すべきということでストップがかかりました。

前のご報告しましたとおり、この事業は水環境の早期改善に向け小型合併浄化槽設置の補助を今より大幅に増やし、事業そのものを民間事業者が受注し、家庭への設置営業、関係書類の作成、関係機関への届出、そして業者への発注と、事業すべてを請負わせ、その年毎の設置浄化槽を市が買い取るというものです。執行部の説明によると、現在の合併浄化槽の設置は、浄化槽本体の設置費 90 万円（5 人槽の場合）の補助が 354,000 円で個人負担が 546,000 円となりますが、市町村型は市の補助が 918,000 円で個人負担が 102,000 円（なぜか設置費が増加）になるということ。更に民間委託方式である PFI 方式では市職員の配置が少なくすみ、更に民間業者が営業することにより設置数が加速されるということで、10 年間で 1 万機の設置を目標にしているということです。

確かに、個人負担が少なくなれば合併浄化槽の設置が促進され、1万機と既存の浄化槽、下水道事業で市内ほとんどすべての排水処理ができるという計算になり、河川環境も良くなることとなります。しかし、このPFI方式というのは事業自体をSPCという民間事業体(複数の関係業者で設立)が市から委託を受け、業者に発注するという方式で、10年間で約100億円もの莫大な金額の権限を持つこととなります。ましてや設置後の浄化槽維持も莫大な金額を生み出します。この100億円を超える数字は地域経済の活性化につながることはありませんが、一部の業者だけで権限を独占し、経済活性化どころか利権の温床となるということも危惧されます。私たち総務委員会では、この方式を採用した先進地である大阪の富田林市を視察いたしました。富田林市ではこの事業計画に、大阪府から専門職員を招き2年間の歳月をかけ議会と議論を重ねてきており、それでも、来年からの事業実施を前に民間への発注方法などを含め新たな問題が出てきており、この方式採用についてはそれなりの慎重かつ深い議論を尽くすべきとのアドバイスもいただきました。

したがって当市においても事業の是非を含め時間をかけて議論していくべきとのことで議会が性急な執行部に歯止めをかけました。

今回の決算審査を通じて旧1市2町の行政運営の違いと今後の課題が見えてきたように思います。というのも、学校や公民館などの整備状況に差があるということです。小学校校舎は旧三橋町の5小学校すべてと旧大和町1小学校が昭和45年以前の建物で、建て替えもしくは大規模改築が必要なこと、旧大和町、旧三橋町には小学校区単位の公民館施設がないこと、これらには莫大な事業費が必要となります。また、各種団体への補助金、固定資産税、水路浚渫を始め様々な違いがあります。また、すでに統一されていますが市町職員の時間外勤務手当の支給もかなり違いがありました。今後、行財政改革を進めながらも、必要な施設整備はしていかななくてはなりません。また、不平等や格差も是正していかななくてはなりません(各種団体への補助金は総額1,228,734千円にものぼり、1市2町間の不均衡や補助金額の慣例化などの問題が指摘されています)。それには、行政、議会のみならず市民の皆様との理解と協力が欠かせないと思います。ついては、行政からの市民の皆さんへの積極的な呼びかけが必要だと思いますし、私も皆様へ声を発信し続けたいと思います。そして皆様からの声をいただき、その代弁者としてしっかり働いていきたいと思っています。

平成17年12月21日

柳川市議会議員
佐々木創主

TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058
MAIL:soshu.s@nifty.com
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>